

**毛利輝元没後400年記念事業イベント等実施業務
公募型プロポーザル説明書**

1 業務の概要

- (1) 業務名
毛利輝元没後400年記念事業イベント等実施業務
- (2) 業務内容
別添「毛利輝元没後400年記念事業イベント等実施業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

2 事業費

本業務に係る費用は12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 契約担当課

広島市市民局文化スポーツ部文化振興課広島城活性化担当（本庁舎2階）
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
Tel 082-504-2869 Fax 082-504-2066
電子メール bunka-machi@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- ・ 公示日 令和7年3月5日（水）
- ・ 質問受付期限 令和7年3月27日（木）
- ・ 応募資格確認申請書提出期限 令和7年3月28日（金）
- ・ 提案書提出期限 令和7年4月15日（火）
- ・ ヒアリング、審査委員会 令和7年4月中旬（予定）
- ・ 審査結果通知 令和7年4月下旬（予定）

5 応募資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。
- (2) 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 本業務の応募者となる他の参加者の再委託予定事業者でないこと。
- (5) 再委託する場合の再委託予定事業者は、上記(1)から(3)の条件を全て満たしていること。なお、再委託予定事業者が、他の参加者の再委託予定事業者と重複することは妨げない。
- (6) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造

の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「３０－０４広報・宣伝」及び「３０－０５イベントの企画・運営」に登録されている者であること。

(7) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

6 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を全て提出すること。

※ 再委託する場合は再委託予定事業者ごとにイを提出すること。

ア 応募資格確認申請書（様式１） １部

イ ５の応募資格の(1)イに該当することが確認できる書類

① 広島市税の納税証明書（写し可） １部

「令和〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。）

本市に納税義務がない場合は、申立書（様式６）を提出すること。

② 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） １部

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署長が発行する納税証明書「その３の３」（電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から３か月前の日以降のものに限る。）

(2) 提出期間

公示日から令和７年３月２８日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）第１条第１項に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

(3) 提出場所

３の契約担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案書の記載項目

様式５のとおり

(2) 提案書の提出部数等

ア 正本１部、副本８部を提出すること。

イ 提案書の表紙（様式３）には、提出者名（企業名、代表者）等を記載し、提出者が押印すること（ただし、提出者名等の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙（様式４）には提出者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）。

ウ 提案書は１者１提案とする。

(3) 提出期間

応募資格確認結果の通知日から令和7年4月15日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出場所

3の契約担当課

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年3月27日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 3の契約担当課

ウ 受付方法 質問書（様式2）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。
提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き5日以内に質問者に直接回答し、3の契約担当課において、令和7年4月15日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、本市ホームページに掲載する。

9 ヒアリングの実施

毛利輝元没後400年記念事業イベント等実施業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書の提出者を対象に、委員によるヒアリングを実施する。

なお、提案書の提出者が5者を超える場合は、書類審査による一次選定を行うため、ヒアリングの実施日を延期することがある。

(1) 実施日

令和7年4月中旬（予定）

(2) 場所・時間

別途FAX又は電子メールにて通知する。

(3) 持ち時間

1提案につき原則30分程度（提案書説明20分、質疑応答10分）

(4) 出席者

出席人数は3名以内とすること。

(5) 留意事項

パソコン、液晶プロジェクターを使用する場合は、提案者が用意すること（スクリーンについては本市が用意する。）。

10 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、審査委員会において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2人以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案書の提出者全員に書面にてその結果を通知する（令和7年4月下旬を予定。）。

(5) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに応募者数、最高得点者の名称及び総得点について、本市ホームページにおいて公表する。

11 契約

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、3の契約担当課に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結にあたっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると契約の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（本市のホームページからダウンロードできる。）を、3の契約担当課に提出したとき。

なお、契約保証金免除申請の承認には、次の①から③までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

① 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

- ② 広島市税について滞納がないこと。
- ③ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、本市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、3の契約担当課に申請すること。

12 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (4) 提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、本市の了解を得なければならない。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員等に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (7) 応募資格を満たしていない者のする提案書提出は無効とする。
- (8) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。
ただし、提出者の了承を得た場合には、この限りでない。また、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (9) 基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式5を添付）し、履行検査にあたっては、同内容を満たしていることを確認する。
- (10) 本契約については、本件に係る予算の成立を条件とする。